

## 返戻金制度について

当社は、返戻金制度を設けております。

入社日から一定の期間内に、求職者が本人の責めに基づく解雇又は自己都合により退職したときは、

求人者より受領した紹介手数料の一部を、下記の通り求人者に返還いたします。

- ①入社後、1ヶ月以内の退職の場合、受領した紹介料の80%相当額
- ②入社後、3ヶ月以内の退職の場合、受領した紹介料の50%相当額
- ③入社後、6ヶ月以内の退職の場合、受領した紹介料の10%相当額

※但し、非常勤雇用で採用した場合はこの返戻金制度は適用致しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合がございます。